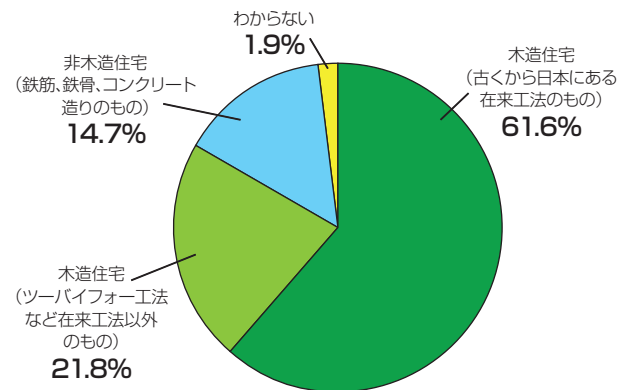


## ■木造住宅の現状

平成19年の内閣府による森林と生活に関する世論調査(図-1)において、「新たに住宅を建てたり、買ったりする場合、どんな住宅を選びたいか」という問いに対して約8割の国民が木造住宅を選ぶと答えているように、わが国の木造住宅へのニーズは非常に高いことがうかがえる。また、新設住宅着工戸数の約47%が木造であり、さらにこの内、戸建てでは約86%が木造だ。このように木造住宅の住宅関連産業における役割は大きく、木造住宅・建築物の建設振興は、大工・工務店、林業・木材産業など、地場の幅広い産業の振興や、地域の活性化に資することが考えられる。この他、わが国では、スギ、ヒノキを中心とする人工林資源が充実し、現在利用可能な高齢級の森林の占める割合は約3割にのぼる。このまま10年間推移すれば約6割に倍増するなど利用可能な森林資源が充実期を迎えており、持続可能な森林経営に留意した木材利用の促進が必要とされている。また、環境の面から見ても、木造住宅の振興は、地域材の利用を通じた健全な森林の育成による水源のかん養や山地災害の防止、ひいては京都議定書上の森林吸収源対策にも貢献でき、持続可能な資源である木材の利用による環境負荷軽減の観点からも重要だ(図-2)。

しかし、地域の住宅関連産業は零細な事業者が多く、事業量が安定しない、消費者ニーズへの対応力が弱い、新たな技術への対応力が弱い、広報・宣伝力が弱いなどの課題がある。このため、様々な産業の事業者同士が連携することによって、これらの課題を解決していくような新しい仕組みづくりが求められている。

図-1 森林と生活に関する世論調査(平成19年内閣府)

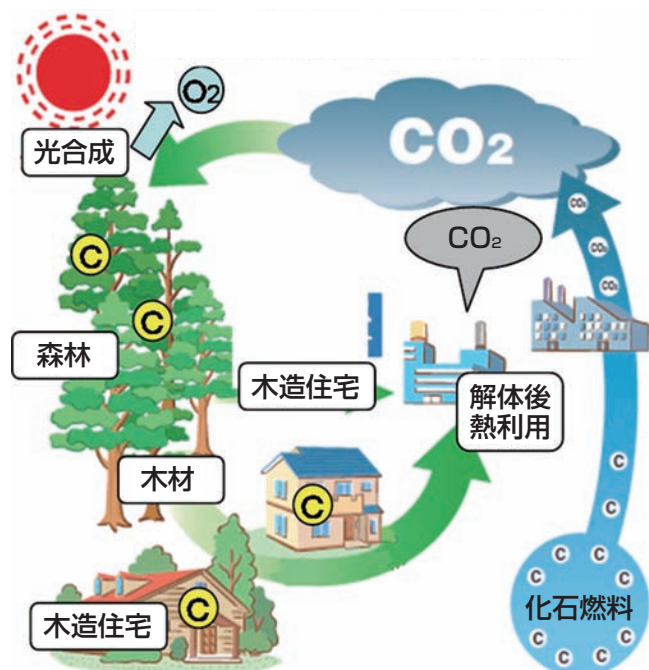


質問「新たに住宅を建てたり、買ったりする場合、どんな住宅を選びたいか」

## ■地域木造住宅市場活性化推進事業の創設

こうした背景から、平成20年度に「地域木造住宅市場活性化推進事業」が創設された。林業、木材等の建材業、左官業、大工・工務店等の中小住宅建設業など、地域の第一次・第二次産業の活性化に大きく寄与している地域建材を活用した木造住宅を振興し、木造住宅関連事業者の供給体制整備、地域建材を活用した住宅の普及推進、これらの担い手の育成など、事業者間の連携による取組を通じて、地域の木造住宅関連産業の競争力強化、木造住宅市場の活性化を図っている(図-3)。

図-2 木造住宅を巡る木材の循環



## ■地域木造住宅市場活性化推進事業の概要

本事業は、住宅関連事業者からなる事業者が行う木造住宅の供給体制整備、普及推進、担い手育成、企画開発その他の事業に対して補助を行うもので、国土交通省が民間事業者等に対して提案を公募し、学識経験者による審査委員会の審査を踏まえて国土交通省が事業の採択を決定した。補助対象者は都道府県等の推薦を受けた者、かつ共同して地域木造住宅市場の活性化に資する事業を行おうとする者で、平成21年度の募集からは一つの都道府県の区域を越えて連携した事業を行おうとする者についても対象としている。平成20年度には148件(第1回108件、第2回40件)の応募があり、54事業(第1回31事業、第2回23事業)を採択、平成21年度については、182件(第1回108件、第2回74件)の応募から、62事業(第1回36事業、第2回26事業)を採択した。



### 対象分野

- ①木造住宅の供給体制整備
- ②木造住宅の生産合理化、維持管理・改修の合理化等
- ③木造住宅の普及推進
- ④木造住宅の担い手育成
- ⑤木造住宅の企画開発・技術開発

### 地域の住宅関連産業活性化における課題

零細な事業者が多い  
事業量が安定しない  
消費者ニーズへの対応力が弱い  
新たな技術への対応力が弱い  
広報・宣伝力が弱い など

### 事業者間の連携による解決

事業量の安定  
消費者ニーズへの対応強化  
新たな技術への対応  
広報・宣伝力の強化 など

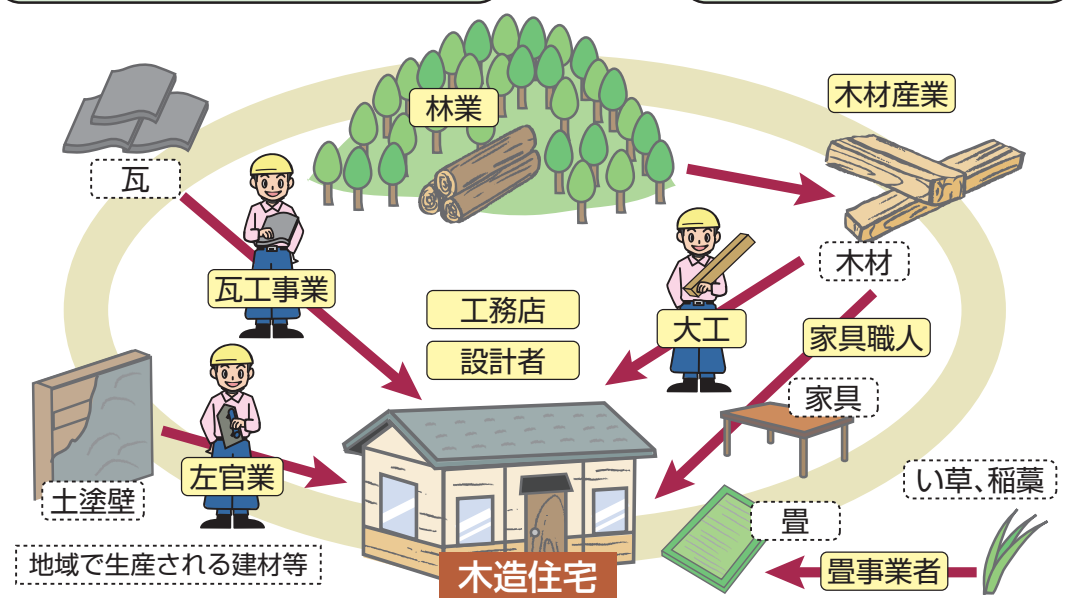


図-3 地域木造住宅市場活性化のイメージ